

# 循環器病の診療情報を把握する 体制について（案）

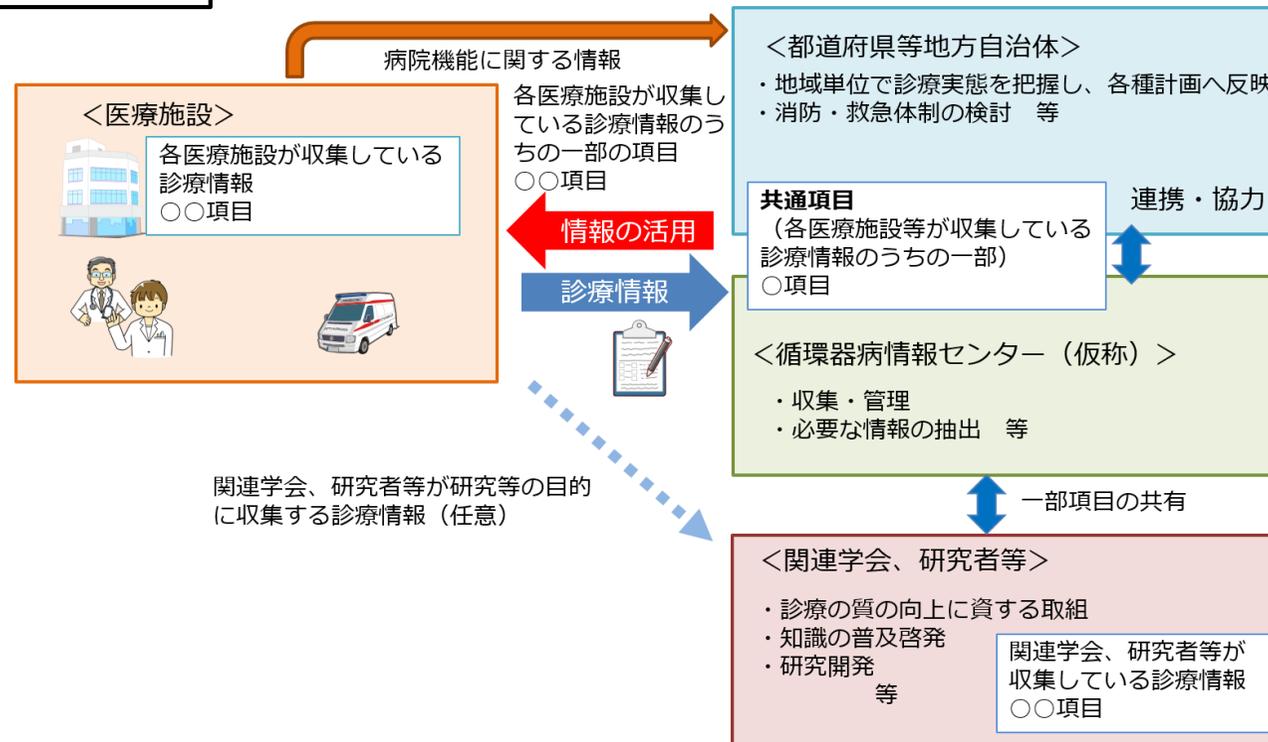
厚生労働省健康局がん・疾病対策課

# 循環器病の診療情報を把握する体制について

## 【第1回、第2回の議論を踏まえた論点（案）】

1. 診療情報を把握する対象施設、診療情報を収集・維持管理する主体、診療情報を活用する主体について
2. 利用目的を踏まえた、診療情報の取扱いについて

### 第1回検討会資料8より抜粋



# 1. 診療情報を把握する対象施設、診療情報を収集・維持管理する主体、診療情報を利活用する主体について（案）

## <診療情報を把握する対象施設>

- ❑ 診療情報を把握する対象施設は、学会関連施設やカテーテル治療実施施設などとする。
- ❑ まずは、学会関連施設を対象としてはどうか。
- ❑ 将来的には、カテーテル治療実施施設等として、医療計画で、脳卒中や心血管疾患について各機能を担う医療機関として記載されている施設等も対象としてはどうか。



↓ 診療情報

## <診療情報を収集・維持管理する主体>

- ❑ 公共性の高い診療情報の管理は公的な機関が行う必要があるのではないかな。
- ❑ 診療情報の収集には、学会等の協力も必要ではないかな。
- ❑ 公共性、透明性という観点、脳卒中も心血管疾患も取り扱っているという点で、今までの学会と連携した取組の実績も含めて、国立循環器病研究センターを中心とした方法も考えられるのではないかな。

↓ 診療情報（必要に応じて抽出された情報を含む）

## <診療情報を利活用する主体>

- ❑ 一部の地域では、都道府県等地方自治体と、研究者や関連学会等が連携し、診療実態の把握や医療施策に利活用している。また、急性期医療へ診療情報のネットワークを活用している地域の取り組み例がある。
- ❑ 国、地方自治体、医療機関、研究者等が診療情報を利活用する主体として想定されるのではないかな。研究者や関連学会等の診療情報活用の在り方について、また、医療施策のほか、急性期医療現場での活用を含めた地方自治体との連携の在り方についても検討すべきではないかな。

## 2.利用目的を踏まえた、診療情報の取扱いについて（案）

### 【主なご意見】

<個人情報保護法に基づく整理の必要性について>

- 診療情報の収集に当たっては、個人情報保護の観点に基づき、整理が必要ではないか。
- 情報を利用できる施設等やその利用目的の範囲の設定が重要ではないか。

<顕名での情報収集について>

- 診療情報を収集するにあたり、最終的に患者が恩恵を受けられるよう、顕名で情報を収集する方が良いのではないか。
- 循環器病は再発、増悪寛解を繰り返す疾患特性があるため、その事象ごとに同一患者の事象と把握するために顕名での情報収集が必要ではないか。

<データベースの管理方法について>

- 一旦匿名化されたものをつなぎ合わせることは技術的に困難であるため、利活用の際に必要な応じて匿名化する方がよいのではないか。
- 顕名と匿名で分けて情報を管理するより、単一の顕名の情報として管理する方がセキュリティ上のリスクを減らせるのではないか。

## 2.利用目的を踏まえた、診療情報の取扱いについて（案）

### 【個人情報保護法における第三者提供に係る規定（顕名情報）】

（第三者提供の制限）

第二十三条 個人情報取扱事業者は、次に掲げる場合を除くほか、あらかじめ本人の同意を得ないで、個人データを第三者に提供してはならない。

一 法令に基づく場合

二 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。

三 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。

四 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。

2 個人情報取扱事業者は、第三者に提供される個人データ（要配慮個人情報を除く。以下この項において同じ。）について、本人の求めに応じて当該本人が識別される個人データの第三者への提供を停止することとしている場合であって、次に掲げる事項について、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、あらかじめ、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置くとともに、個人情報保護委員会に届け出たときは、前項の規定にかかわらず、当該個人データを第三者に提供することができる。

一 第三者への提供を利用目的とすること。

二 第三者に提供される個人データの項目

三 第三者への提供の方法

四 本人の求めに応じて当該本人が識別される個人データの第三者への提供を停止すること。

五 本人の求めを受け付ける方法

## 2.利用目的を踏まえた、診療情報の取扱いについて（案）

### 【利用目的と同意取得について（個人情報保護法との整理）】

同意を得られた範囲で情報収集

#### 【1）急性期医療への活用】

- 急性期医療へ活用するためには、**顕名**で診療情報を収集し、データベースに集まった顕名情報を他の医療機関等が閲覧し活用できるようにすることが必要ではないか。
- <同意取得について>  
顕名の診療情報を、循環器病情報センター（仮称）に収集し、急性期医療に活用するために他の医療機関に提供することについて、同意が必要ではないか。

#### 【2）公衆衛生への活用（横断的）】

- 公衆衛生への活用においては、同一人物の判別等データベースの正確性担保のため、循環器病情報センター（仮称）に、**顕名**で診療情報を収集することが必要ではないか。
- データベースに集まった診療情報を、公衆衛生へ活用する際には、**匿名**で可能なのではないか。
- <同意取得について>  
顕名の診療情報を、循環器病情報センター（仮称）に収集し、匿名で公衆衛生へ活用することについて同意が必要ではないか。

※公衆衛生に活用する際には、登録率等を把握するなど、留意が必要

項目や情報収集方法等について今後検討

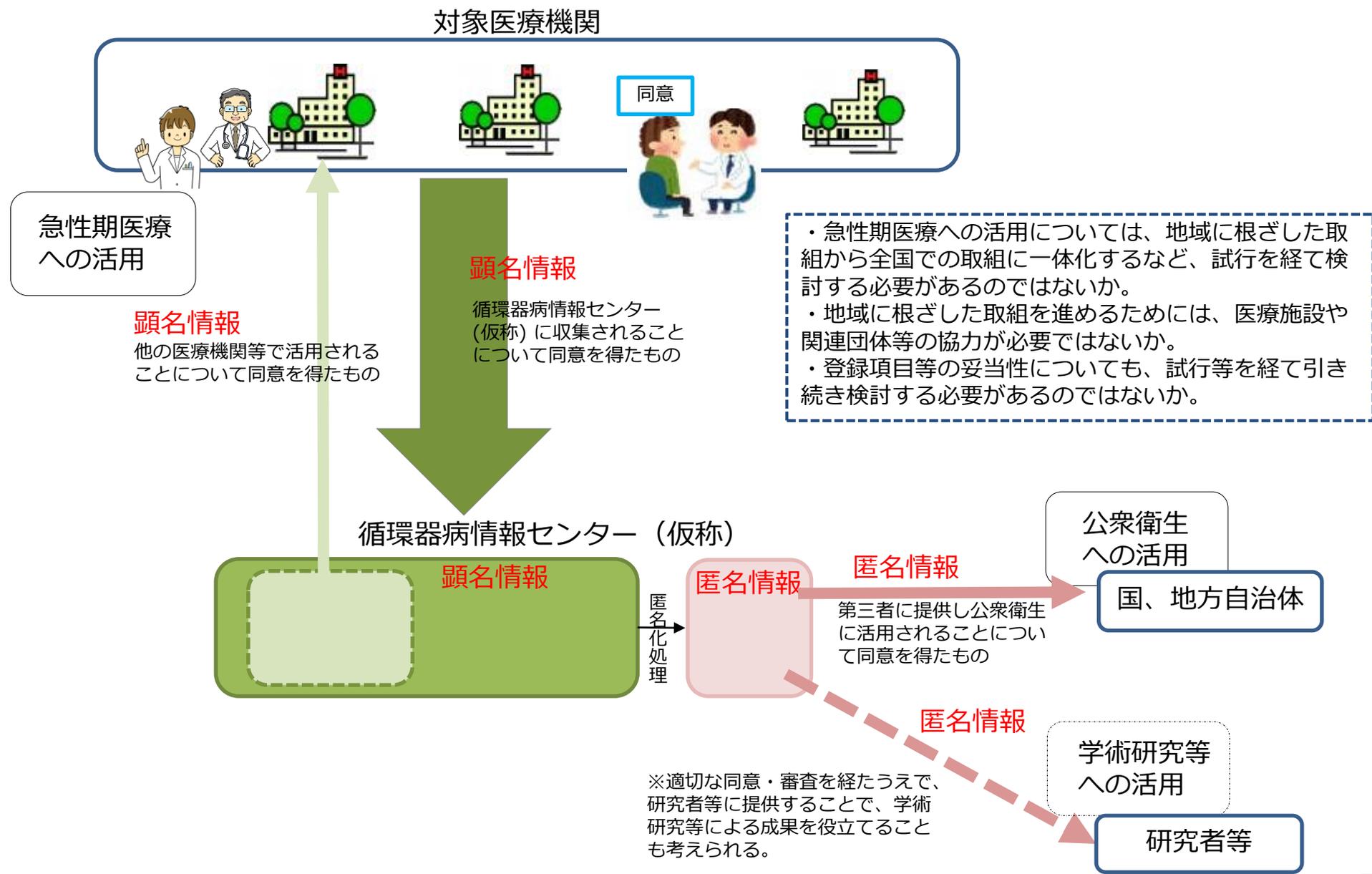
#### 【3）縦断的把握による診療、公衆衛生への活用】

将来的には、収集したデータをNDBデータ等他のデータと合わせて活用することで、縦断的把握による診療、公衆衛生への活用も考えられる。

※NDBデータ等他のデータとの突合については、法的課題や個人情報保護上・情報セキュリティ上の観点から検討が必要。

- 同意取得が必要であるため、同意を得られた範囲での収集となるが、
  - ・急性期医療への活用のため
  - ・同一人物の判別等データベースの正確性担保のため顕名で診療情報を収集するのがよいのではないか。

# 2.利用目的を踏まえた、診療情報の取扱いについて（案）



# 循環器病の診療情報の把握・活用に向けて：今後の予定（案）

2019年夏頃(目途)

- ・ 報告書とりまとめ



登録内容等の更なる検討

2020年度以降

- ・ 診療情報の把握・活用の準備、試行  
(循環器病情報センター  
(仮称)や一部地域での  
試験的な調査を考慮)

縦断的な診療情報の把握等、  
データベース拡張の更なる検討



登録内容等の更なる検討

準備、試行を経て

- ・ 診療情報の把握・活用の開始を  
目指す

